

令和2年3月31日

周産期母子医療センター及び周産期連携病院各位

東京都周産期医療協議会会長 楠田 聡
同会長代理 藤井 知行

新型コロナウイルスに感染した妊婦に対する対応について

日頃より、東京都の周産期医療施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省からの通知を踏まえ、妊産婦の病状や新型コロナ感染症の感染の有無を考慮した適切な周産期医療体制について、東京都周産期医療協議会において下記のとおり協議しましたので、症状に応じた患者数の増加に対応できるよう、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の構築に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナ陽性で、感染症状が軽症かつ産科的管理の必要のない場合
通常の感染者と同様の対応(管轄の保健所等に相談)
- 2 新型コロナ陽性で、①産科的管理の必要有り又は新型コロナ感染症状が中等症以上の場合及び②一次分娩診療所の妊娠後期で、出産に至るか治療早産が必要な場合
現受診施設で対応が困難な場合は、総合/地域周産期母子医療センター及び周産期連携病院に相談(受入依頼)。搬送調整が必要な場合はブロック内の総合周産期母子医療センター及び周産期搬送コーディネーターで協力して搬送調整を行いますので、対応可能な限り受入に御協力ください。
- 3 新型コロナ感染症妊婦の搬送
搬送の際には、管轄の保健所等に御相談ください。
- 4 新型コロナ感染症妊婦の受入における院内体制の確認
院内の感染症部門、産科、新生児科(小児科)等との連携体制を含めた院内の受入体制について改めて御確認をお願いします。
- 5 参考
日本産科婦人科学会 http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20200320_COVID-19.pdf
日本成育医学学会 <http://jsnhd.or.jp/pdf/202000323COVID-19.pdf>
※疑い症例については、出来る限り自施設で管理するようお願いします。
- 6 問合せ先
東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課周産期医療担当 電話 03-5320-4378

令和2年3月31日

一次分娩取扱病院 各位

東京都周産期医療協議会会長 楠田 聡
同会長代理 藤井 知行

新型コロナウイルスに感染した妊婦に対する対応について

日頃より、東京都の周産期医療施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省からの通知を踏まえ、妊産婦の病状や新型コロナ感染症の感染の有無を考慮した適切な周産期医療体制について、東京都周産期医療協議会において下記のとおり協議しましたので、症状に応じた患者数の増加に対応できるよう、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の構築に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナ陽性で、感染症状が軽症かつ産科的管理の必要のない場合
通常の感染者と同様の対応(管轄の保健所等に相談)
- 2 新型コロナ陽性で、産科的管理の必要有り又は新型コロナ感染症状が中等症以上の場合
現受診施設で対応が困難な場合は、総合/地域周産期母子医療センター及び周産期連携病院に相談(受入依頼)。搬送調整が必要な場合はブロック内の総合周産期母子医療センター及び周産期搬送コーディネーターで協力して搬送調整を行います。正期産の出産対応など、自院での対応が可能な場合は、現受診施設の個室等で対応に御協力ください。
- 3 新型コロナ感染症妊婦の搬送
搬送の際には、管轄の保健所等に御相談ください。
- 4 新型コロナ感染症妊婦の受入における院内体制の確認
院内の感染症部門、産科、新生児科(小児科)等との連携体制を含めた院内の受入体制について改めて御確認をお願いします。
- 5 参考
日本産科婦人科学会 http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20200320_COVID-19.pdf
日本成育医学学会 <http://jsnhd.or.jp/pdf/202000323COVID-19.pdf>
※疑い症例については、出来る限り自施設で管理するようお願いします。

6 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課周産期医療担当 電話 03-5320-4378

令和2年3月31日

一次分娩取扱診療所 各位

東京都周産期医療協議会会長 楠田 聡
同会長代理 藤井 知行

新型コロナウイルスに感染した妊婦に対する対応について

日頃より、東京都の周産期医療施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省からの通知を踏まえ、妊産婦の病状や新型コロナ感染症の感染の有無を考慮した適切な周産期医療体制について、東京都周産期医療協議会において下記のとおり協議しましたので、症状に応じた患者数の増加に対応できるよう、各医療機関におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の構築に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 新型コロナ陽性で、感染症状が軽症かつ産科的管理の必要のない場合
通常の感染者と同様の対応(管轄の保健所等に相談)
- 2 新型コロナ陽性で、①産科的管理の必要有り又は新型コロナ感染症状が中等症以上の場合及び②妊娠後期で、出産に至るか治療早産が必要な場合
現受診施設で対応が困難な場合は、総合/地域周産期母子医療センター及び周産期連携病院に相談(受入依頼)。搬送調整が必要な場合はブロック内の総合周産期母子医療センター及び周産期搬送コーディネーターで協力して搬送調整を行います。
- 3 新型コロナ感染症妊婦の搬送
搬送の際には、管轄の保健所等に御相談ください。
- 4 新型コロナ感染症妊婦の受入における院内体制の確認
自施設の体制について御確認をお願いします。
- 5 参考
日本産科婦人科学会 http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20200320_COVID-19.pdf
日本成育医学学会 <http://jsnhd.or.jp/pdf/202000323COVID-19.pdf>
※疑い症例については、出来る限り自施設で管理するようお願いいたします。

6 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課周産期医療担当 電話 03-5320-4378